

一般社団法人日本心不全学会 心不全・心筋症専門医制度

研修施設認定に係る細則

第一版

目次

第1章 目的	1
第2章 研修施設認定要件	1
第3章 研修施設認定更新要件	2
第4章 申請先	3
第5章 附則	3

第1章 目的

第1条（目的）この細則は、一般社団法人日本心不全学会の認定する心不全・心筋症専門医研修施設に関し、心不全・心筋症専門医制度に基づいて必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

第2章 研修施設認定要件

第2条（設備要件と人材要件）心不全・心筋症専門医制度の研修施設認定を申請する施設は、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 日本循環器学会の研修施設であること。
- (2) 心不全・心筋症専門医（暫定専門医含む）が1名以上常勤で在籍すること。ただし、2030年までの新規申請に限り、心不全・心筋症専門医が在籍していない場合であっても、その他の要件を満たす場合は申請可能とする。
- (3) 慢性心不全看護認定看護師、心不全看護認定看護師、心不全療養指導士のいずれかの資格保有者が2名以上在籍していること
- (4) 多職種による心不全カンファレンスを月1回以上開催していること。
- (5) 次条に定める診療実績を有すること。

第3条（臨床実績と施設区分）心不全・心筋症専門医制度の研修施設認定において、診療実績をもとに基幹施設と関連施設をそれぞれ認定する。診療実績は、申請前年の1月1日から12月31日までを1年間として、申請前年を含む過去3年間で算定する。これらの診療実績は、所定の様式により報告する。

A. 基幹施設（①～⑤をすべて満たすこと）

- ① 心肺運動負荷試験(CPX)を合計90例以上実施していること。
- ② 心臓再同期療法(CRT)または植込み型除細動器(ICD)の新規植込み実施件数が合計15例以上あること。
- ③ 心筋生検および心臓MRIをそれぞれ15例以上、かつ合計90例以上実施していること。
- ④ 経皮的僧帽弁接合不全修復術(M-TEER)の実施件数が合計9例以上あること。
- ⑤ 循環補助用心内留置型ポンプカテーテル(IMPELLA)を合計15例以上使用していること。

B. 関連施設(上記①～⑤のうち、④以外の項目を満たすこと)

第4条（研修期間の換算方法）関連施設における研修は、指定研修期間の1/2として計算する。

第5条（区分変更）関連施設として認定された後、第3条に示す診療実績要件①～⑤をすべて満たした場合、基幹施設への認定区分の変更を、毎年の研修施設認定申請期間に限り申請することができる。なお、3年未満で当該件数を満たした場合も同様とする。

第6条（認定期間）心不全・心筋症専門医制度の研修施設認定において、基幹施設・関連施設ともに認定期間は5年とする。

第3章 研修施設認定更新要件

第7条（設備要件と人材要件）心不全・心筋症専門医制度の研修施設認定を継続する場合は、認定期間が終了する前年に認定更新申請をしなければならない。

2. 研修施設認定の更新時は、第2章第2条に定める要件を満たす必要がある。なお、2030年までに認定された研修施設において認定更新する場合、心不全・心筋症専門医（暫定専門医含む）が1名以上常勤で在籍する必要がある。

第8条（臨床実績）心不全・心筋症専門医制度の研修施設認定更新において、診療実績をもとに基幹施設と関連施設をそれぞれ認定する。

2. 診療実績は、申請前年の1月1日から12月31日までを1年間として、申請前年を含む過去5年間で算定する。これらの診療実績は、所定の様式により報告する。

A. 基幹施設(①～⑤をすべて満たすこと)

- ① CPXを合計150例以上実施していること。
- ② CRTまたはICDの新規植込み実施件数が合計25例以上あること。
- ③ 心筋生検および心臓MRIをそれぞれ25例以上、かつ合計150例以上実施していること。
- ④ M-TEERの実施件数が合計15例以上あること。

⑤ IMPELLA を合計 25 例以上使用していること。

B. 関連施設（上記①～⑤のうち、④以外の項目を満たすこと）

第 9 条（更新延長申請）研修施設の認定更新時に心不全・心筋症専門医が不在である場合に限り、所定の様式を提出することにより、研修施設の認定更新審査を 1 年間延期することができる。ただし、第 2 章第 2 条（設備要件と人材要件）および第 3 章第 8 条（臨床実績）に定める要件のうち、第 2 章第 2 条の(2) 心不全・心筋症専門医の在籍に係る要件を除く、すべての要件を満たしている場合に限り認める。

第 4 章 申請先

第 12 条（申請書類提出先）研修施設の認定申請書類・認定更新申請書類の提出先は、次のとおりとする。

一般社団法人 日本心不全学会 心不全・心筋症専門医制度事務局

〒112-0012

東京都文京区大塚 5-3-13 3F

一般社団法人 学会支援機構内

第 5 章 附則

第 13 条（施行）この細則は、2026 年 10 月 1 日から施行する。

第 14 条（改廃）この細則は、専門医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更または廃止することができない。

改訂履歴：2026 年 8 月 24 日改訂